

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成17年10月31日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「(亡) の死亡事故についての検死報告書及び死体解剖書など。具体的な死亡状況等（解剖日時、解剖時における各臓器の状態、死因など）がわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成17年11月11日、実施機関は、本件開示請求に係る文書（以下「本件行政文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

条例第10条に該当

本件開示請求は、特定の個人を名指しした請求であって、開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため

3 審査請求

審査請求人は、平成18年1月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成18年1月19日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書等において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る行政文書は、審査請求人の父親の死亡記録であり、親族が実親の死亡原因をきちんと知りたいという要望は当然のことであり、そのことについては、プライバシーの侵害であるとか、秘密厳守であるという場合には該当しない。

条例第7条第2号の解釈運用基準によると「死者に関する情報が、同時に当該死者の

遺族に関する情報にも該当するときは、当該遺族に係る個人に関する情報として取り扱うことを妨げない」とあり、よって、父の死亡事故は、遺族・審査請求人に係る個人に関する情報として、死亡状況等が分かる文書の開示を請求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の性格等について

警察官は、死体を発見し、又は死体がある旨の届出を受けたときは、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第3条により、「すみやかにその死体の所在地を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない」とされており、また、報告を受けた警察署長は、規則第4条により、「その死体が犯罪に起因するものでないことが明らかな場合においては、その死体を見分し、死因、身元、その他の調査、遺族への引渡、市区町村長への報告等、行政上の措置を行い、又は所属警察官にこれを行わせなければならない。」とされている。

実施機関では、規則に基づき行う死体の見分について、公共の福祉、公衆衛生等行政上の目的からこれを実施していることから、「行政検視」と呼称している。

また、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。）第229条第1項の規定により「変死者又は変死の疑いのある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない」とされており、また、同条第2項の規定により、「検察官は、検察事務官又は司法検察員に前項の処分をさせることができる」とされ、実施機関が当該検視を行うことがある。この場合に行う検視を、前記「行政検視」と区分するため「司法検視」又は「代行検視」と呼称している。

なお、犯罪による死亡が明らかである場合には、当該死体について実況見分又は検証を行うこととしている。

さらに、必要がある場合には、死因の調査のため解剖を行うこととなり、この解剖には、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第7条の規定に基づく「遺族の承諾を得て行う場合」と刑事訴訟法第225条に基づく「裁判官の鑑定処分許可状を得て鑑定人に解剖を行わせる場合」がある。

いずれにしても、実施機関が行政検視、司法検視、実況見分又は検証、解剖（以下「行政検視等」という。）を行った際には、その結果を文書及び写真に記録している。

これらの文書には、主に死者に係る情報として、個人の住所、氏名、性別、発見された日時、場所、発見された状況などが記録されるものである。

2 開示請求権の一般的性格について

条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用目的等の個別的事情を問わないものである。よって、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

3 条例第10条該当性について

条例第10条は、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものであ

る。

本件行政文書は、開示を求める対象文書を特定するに当たり、特定の個人を名指ししており、本件行政文書の存否を答えるだけで、「特定の個人が警察の行政検視等の対象となった事実」の有無を開示することになるものである。

当該事実の有無は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書のいずれにも該当しない不開示情報である。

よって、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、特定の個人が、特定の日時、場所において死亡したことに関する行政文書を対象とするものであるが、この種の行政文書は、警察が行政検視等を行うことを前提として作成され、又は取得されるという性質を持つ文書である。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、特定の個人が警察の行政検視等の対象となった事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を示すことになると認められる。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示決定した旨を主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、特定の個人が警察の行政検視等の対象となった事実の有無という人の生命に直接かかわる個人に関する情報であり、当然に当該個人の識別性を有するものと認められる。

したがって、本件存否情報は、上記条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

本件存否情報は、本号ただし書アからウまでに該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人の父親に関する情報であるため開示すべき旨主張するが、条例に定める開示請求権制度は何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情は、当該行政文書の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は、「死者に関する情報が、同時に当該死者の遺族に関する情報にも該当するときは、当該遺族に係る個人に関する情報として取り扱うことを妨げない」という条例第7条第2号の解釈運用基準を適用して、遺族に係る個人に関する情報として開示すべき旨主張する。しかし、解釈運用基準の意味するところは、当該行政文書中に死者に関する情報が含まれている場合に、死者に関する個人情報としてだけでなく、当該遺族に係る個人情報として取り扱い、不開示とするということであり、遺族に係る個人に関する情報として、当該遺族に開示すべきという意味ではない。

したがって、これらの点に関する審査請求人の主張は採用できない。

5 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成18年 1月19日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成18年 3月16日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 8月 9日 (第109回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成18年 9月13日 (第110回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成18年10月11日 (第111回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成19年 4月 6日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐる よしひこ 石黒 良彦	弁護士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原 美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	

(平成18年9月30日退任)

(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	